自動車税の減免申請時に必要な提示・提出書類等

 $(R4.12.5\sim)$

運転者		障がい者	生計同一者		24π+ Λ =#: +/.
提出・提示書類		本人	同居	別居	常時介護者
1	減免申請書兼申立書	•	•	•	•
2	障がい者の世帯全員の住民票 (世帯主との続柄の記載があるもの) ※1 ※2		•		
3	戸籍謄本又は世帯全員の住民票 ※3			•	
4	常時介護証明書				•
5	身体障害者手帳	0	0	0	0
6	戦傷病者手帳	0	0	0	0
7	療育手帳		0	0	0
8	精神障害者保健福祉手帳		0	0	0
9	自立支援医療受給者証 (精神通院医療に 限る)		0	0	0
10	運転者の運転免許証の写し(両面)※4	•	•	•	•
11	自動車検査証 (電子車検証の場合は原本及び副本※5)	©	0	0	0
12	生計を一にすることを証する書類 (扶養関係の記載がある確定申告書、源 泉徴収票、健康保険証の写し等)			•	
13	既減免自動車の抹消・移転登録等が確認 できる書類 ※6	0	0	0	0

(備考)

- ●:必ず提出が必要なもの⑥:必ず提示が必要なもの
- ○:該当者のみ提示が必要なもの(複数の手帳の交付を受けている場合は、全ての手帳の提示が必要)
- ※1:障がい者と同居中で生計同一の運転者等が世帯分離している場合は、障がい者及び運転者等のそれぞれの世帯全員の住民票が必要(世帯主との続柄の記載があるもの)
- ※2:原発避難者で避難先自治体へ住所移転登録をしていない場合は、原発避難者特例法に基づく避難 元自治体発行の「避難場所証明書」
- ※3:障がい者との続柄がわかるどちらか一方の書類
- ※4:国際免許証は、運転可能期間が限定されているため認めない。
- ※5:従前の車検証と同等の情報が記載されている「自動車検査証記録事項」(紙副本)。最低3年間は、 電子車検証の交付時に併せて運輸支局又は記録等事務代行事業者から交付されるもの
- ※6:既に減免を受けている場合で、減免を受ける自動車を変更する際に必要。コピー可。
- ※7:世帯全員の住民票、避難場所証明書、戸籍謄本及び常時介護証明書の有効期間は、市町村発行の 日から2か月。コピー不可。